

審議案件に関する概要

令和5年10月16日 第5部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)
届出日	令和5年(2023年)3月28日
担当部署	釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社エスティー 代表取締役 高橋 成人	北海道釧路市昭和南五丁目13番5号

2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	サツドラ釧路星が浦店 釧路市星が浦大通2丁目8-4の内 外	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	株式会社サッポロドラッグストア 代表取締役 富山 浩樹 札幌市東区北八条東四丁目1番20号	
(3)新設日	令和5年(2023年)11月29日	
(4)店舗面積の合計	1,310㎡	
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	44台
	駐輪場の収容台数	16台
	荷さばき施設の面積	80㎡
	廃棄物保管施設の容量	26㎡
(6)施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	午前7時00分～翌午前0時00分
	駐車場の利用時間帯	午前6時30分～翌午前0時30分
	駐車場の出入口数	1箇所
	荷さばき時間帯	午前6時00分～午後10時00分

3 審査事項

(1)駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数43台≤44台
	従業員駐車場等の整備	来客駐車場とは別に職員駐車場を整備
	駐輪場の整備	16台
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式
	搬入車両等の誘導	各配送業者が集中しないよう時間の配分に配慮する。 一括配送などの実施により搬入回数の削減に配慮する。
	歩行者の安全対策	駐車場の出入口は、見通しの良い位置に設け、ドライバーの視距を確保し、歩行者や自転車の安全確保に配慮する。 来店車両に対し、各出入口に看板を設置、注意喚起をし、歩行者や自転車の安全確保に配慮する。
	交通整理員の配置	開店時及び売り出し等で混雑が予想される日に配置し、円滑な交通誘導と安全対策に努める。なお、配置場所については、時間帯、混雑時に応じて臨機に対応する。
除排雪による堆積方法	除排雪業者と契約し、降雪10cm以上	

		<p>で出勤し店舗開店前までに終了させます。</p> <p>なお、堆積場の雪は適時排出し、来客用駐車台数の確保に努める。また、公道に堆積した雪で出入口付近の見通しの悪化等、交通安全上の問題が発生した場合は、その排雪にも努める。</p>				
(2)騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	60dB	37dB	○	
		2	60dB	42dB	○	
		3	60dB	42dB	○	
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	50dB	29dB	○	
		2	50dB	33dB	○	
		3	50dB	28dB	○	
	夜間の音源毎騒音レベル予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
		A1	空調機①+冷凍機①	50dB	36dB	○
		A2	排気①②	50dB	26dB	○
		a3	排気③	50dB	40dB	○
a4		排気④	50dB	19dB	○	
c1		来客車線①	50dB	39dB	○	
c2		来客車線②	50dB	56dB	△	
c2'			50dB	34dB	○	
c3		来客車線③	50dB	70dB	△	
c3'			50dB	36dB	○	
d1		ドア開閉音	50dB	38dB	○	
d2		ドア開閉音	50dB	52dB	△	
d2'		50dB	35dB	○		
d3	ドア開閉音	50dB	53dB	△		
d3'		50dB	35dB	○		
騒音問題の一般的対策		<p>店舗職員や取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング停止等を行うよう指導する。</p> <p>来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を駐車場内に設置し、騒音の軽減に配慮する。</p> <p>豪雪時など安全が優先される以外の通常の除排雪作業は夜間（午後10時から午前6時まで）は行わない。</p>				
荷さばき作業等の対策		<p>計画的な搬入を行うことにより搬入台数を減少させ、騒音の軽減に配慮する。</p> <p>搬入業者にアイドリング停止を徹底させる。</p>				
付帯設備・施設等の対策		<p>室外機は低騒音型の機種を選び、騒音の軽減に配慮する。</p>				
青少年等の蟻集等の対策		<p>出入口①～③については、サツドラ営業終了後に封鎖、④～⑪については、マルハ</p>				

		ン営業終了後に封鎖し、青少年の蟻集による騒音防止対策を講じます。
	その他の対応方策	生活環境問題を発生させるおそれがある場合、かかる問題についても適正な対応策を講じます。 住民から苦情が発生した場合は、小売店舗の責任者が迅速に対応を図ります。
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量6.105㎡ ≤ 設置容量26.31㎡
	保管場所の位置、構造等	廃棄物保管施設①は屋内密閉型で、廃棄物が飛散することはありません。 廃棄物保管施設②③は屋外に設置しますが、廃棄物が飛散することがないように開閉時以外は施錠し管理します。
	運搬・処理対策	廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。 法や条例に基づき適切に処理を行うよう契約時に指示する。 設置容量は、指針による容量を十分に上回っており不足することはありません。
	減量化、リサイクル等	古紙、ダンボール、発泡スチロール等のリサイクルを徹底する。
	調理臭、悪臭の飛散防止	在庫管理を徹底し食品ロスにならないよう努めます。食品の廃棄も想定されますが、悪臭は発生しないよう対応いたします。
	その他の対応方策	生活環境問題を発生させるおそれがある場合、小売店舗の責任者が適正な対応策を講じます。
(4) 街並みづくり等への配慮		屋外照明や広告塔照明は、その光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生じることがないように、照明は駐車場敷地内を照らし、明るさは10ルクス程度に抑え、営業時間終了後に消灯し周辺への影響に配慮する。 当該店舗が立地する地域において町並みづくりが行われる場合、その取組みを阻害することのないよう調和を図ります。
(5) 防災対策への配慮		災害時の避難場所として、駐車場等敷地の一部使用或いは店舗で扱っている物資の緊急時における提供等要請があった場合、必要な協力をを行う。
(6) 防犯対策への配慮		閉店後は、建物機械警備の作動及び施錠を徹底して、防犯を図ります。 自治会の防犯活動などへの適切な協力を配慮する。 所轄警察署との連携を図って管理者が責任を持って緊急時の対応等を行う。
(7) その他の地域貢献活動の取組内容		各市町の社会福祉協議会へ車椅子の寄贈や、店頭での募金活動等を行う。 上記の(4)、(5)、(6)に記載しているとおり、積極的に地域貢献活動を取り組むよう努力する。
(8) 関係行政機関との協議状況		
	公安委員会	
	北海道釧路方面	令和5年3月13日

釧路警察署	<p>〈協議内容〉</p> <p>届出書案を提出し、概要を説明する。 指摘事項、安全対策については以下のとおり</p> <p>① 出入口②は交差点に近いので、左折での入出庫を案内すること。 →承知した。</p> <p>② 各出入口には一旦停止の路面標示と看板もしくは路面標示で「止まれ」と注意喚起すること。 →承知した。看板、路面標示のどちらかにするかは検討する。</p>
北海道警察本部 交通規制課	<p>令和5年3月17日</p> <p>〈協議内容〉</p> <p>届出書案を提出し、概要を説明する。 特に指摘事項はなし。</p>
地元市町村	
釧路市産業振興部 商業労政課	<p>令和5年3月13日</p> <p>〈協議内容〉</p> <p>届出書案を提出し、概要を説明する。 特に指摘事項はなし。</p>
釧路市住宅都市部 都市計画課	<p>令和5年3月13日</p> <p>〈協議内容〉</p> <p>届出書案を提出し、概要を説明する。 指摘事項については以下のとおり。</p> <p>① 30cm以上の切土もしくは盛土をする場合は開発行為に該当する。 →承知した。設計者に申し伝える。</p>
釧路市市民環境部 市民生活課	<p>令和5年3月13日</p> <p>〈協議内容〉</p> <p>届出書案を提出し、概要を説明する。 特に指摘事項はなし。</p>
釧路市市民環境部 環境保全課	<p>令和5年3月13日</p> <p>〈協議内容〉</p> <p>届出書案を提出し、概要を説明する。 指摘事項については以下のとおり。</p> <p>① 除雪音などの苦情が発生する場合があるので、早朝深夜は作業をしないように配慮してほしい。 →承知した。</p> <p>② 看板の照明の向きについて住宅に向けないなど配慮してほしい。 →承知した。</p>
釧路市市民環境部 環境事業課	<p>令和5年3月13日</p> <p>〈協議内容〉</p> <p>届出書案を提出し、概要を説明する。 指摘事項については以下のとおり。</p> <p>① 廃棄物があふれることがないよう、適切な管理をすること。 →承知した。</p> <p>② リサイクル、廃棄物減量化推進にご協力願いたい。 →承知した。</p>
釧路市	令和5年3月13日

	学校教育課	<p>〈協議内容〉</p> <p>届出書案を提出し、概要を説明する。 通学路の確認をした。</p> <p>① 鶴野小学校の通学路に指定されている。安全対策を講じてほしい。 →駐車場の出入口に「学童注意」の注意喚起看板を設置し、安全に配慮する。</p> <p>② 本計画について、鶴野小学校に伝える。 (鶴野小学校へ伝えたとのことで3月15日電話連絡をいただいた。教頭先生より、児童に口頭で説明をいただけるとのこと)</p>
	道路管理者	
	釧路市都市整備部 道路河川課	<p>令和5年3月13日</p> <p>〈協議内容〉</p> <p>店舗計画概要を説明。既存の切下げを使用する場合、手続きが必要か確認。改造等を伴わない場合は手続き等は必要なし。</p>
	北海道開発局釧路開発建設部総務課	<p>令和5年3月14日</p> <p>〈協議内容〉</p> <p>届出書案を提出し、概要を説明する。 既存切下げの移設の計画である旨を説明。</p> <p>① 位置については了解。出入口移設箇所に植樹マス及び標識等がある場合は移設が必要となる。 →承知した。技術的な協議、申請は、設計者もしくは業者が改めて伺う。</p>

4. 住民等の意見

(1)市町村の意見	意見有（令和5年（2023年）8月18日付け釧商第129号）
(2)住民等の意見	無し

5. 道（釧路総合振興局連絡調整会議）の意見案

特になし
